

甘味資源作物安定生産体制緊急確立事業推進費補助金交付要綱

農林水産事務次官依命通知

平成27年2月3日付け26生産第2542号

(通則)

第1 甘味資源作物安定生産体制緊急確立事業推進費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、甘味資源作物安定生産体制緊急確立事業実施要綱（平成27年2月3日付け26生産第2538号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「交付規則」という。）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第899号）及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第900号）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2 補助金は、さとうきびの増産をはじめとする甘味資源作物の生産安定化や生産性向上に向け、農業機械等のリース導入や不作からの回復基調を今後の着実な増産につなげていくための土づくり、防除等の取組に対して助成することを目的とする。

(交付の対象及び補助率)

第3 農林水産大臣（以下「大臣」という。）は、補助事業者が行う事業（以下「補助事業」という。）を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 補助対象経費の区分及びこれに対する補助率は、別表に定めるところによる。

(流用の禁止)

第4 別表の区分の欄に掲げる1及び2の事業の相互間における経費の流用をしてはならない。

(申請手続)

第5 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、適正化法第5条、適正化法施行令第3条及び交付規則第2条に規定する交付申請書の様式は、別記様式第1号のとおりとし、正副2部を地方農政局長等（北海道にあつては大臣、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない事業実施主体に係る部分については、この限りでない。

（交付申請書の提出期限）

- 第6 交付規則第2条の規定による申請書の提出期限は、地方農政局長等が別に通知する日までとする。

（交付決定の通知）

- 第7 地方農政局長等は、第5第1項の規定による申請書の提出があったときは、審査の上、補助金を交付すべきものと認めたときは速やかに交付決定を行い、補助事業者に補助金交付決定の通知を行うものとする。

（申請の取下げ）

- 第8 補助事業者は、適正化法第9条第1項、交付規則第4条の規定により申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から15日以内にその旨を記載した書面を地方農政局長等に提出しなければならない。

（契約等）

- 第9 補助事業者は、補助事業の一部を他の者に実施させる場合は、この要綱の各条項を内容とする実施に関する契約を締結し、地方農政局長等に届けなければならない。
- 2 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。
- 3 補助事業者は、第2項により契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約（以下「競争入札等」という。）に参加しようとする者に対し、別記様式第2号による指名停止に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。

（計画変更、中止又は廃止の承認）

- 第10 補助事業者は、次の各号の一に該当するときは、交付規則第3条第1号の規定に基づき、別記様式第3号による変更等承認申請書正副2部を地方農政局長等に提出し、その承認を受けなければならない。
- （1）補助対象経費の区分ごとの配分された額を変更しようとするとき。ただし、第11に定める軽微な変更を除く。

(2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、第11に定める軽微な変更を除く。

(3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 地方農政局長等は、前項の承認をする場合において必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することがある。

(軽微な変更)

第11 交付規則第3条第1号イ及びロに規定する大臣が定める軽微な変更は、別表の重要な変更の欄に掲げる変更以外の変更とする。

(事業遅延の届出)

第12 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、交付規則第3条第2号の規定に基づき、補助事業が予定の期間内に完了しない理由又は補助事業の遂行が困難となった理由及び補助事業の遂行状況を記載した書類正副2部を地方農政局長等に提出し、その指示を受けなければならない。

(概算払請求)

第13 補助事業者は、補助金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合は、別記様式第4号の概算払請求書正副2部を地方農政局長等に提出しなければならない。

なお、概算払の請求は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第58号ただし書きに基づく財務大臣との協議が調った日以降とする。

(状況報告)

第14 適正化法第12条の規定に基づく補助事業の遂行状況報告は、補助金の交付決定に係る年度の第3・四半期の末日現在において別記様式第5号により事業遂行状況報告書正副2部を作成し、当該四半期の最終月の翌月末までに地方農政局長等に提出しなければならない。ただし、別記様式第6号の概算払請求書をもってこれに代えることができるものとする。

2 地方農政局長等は、前項に定める時期のほか、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に対して当該補助事業の遂行状況報告を求めることができる。

(実績報告)

第15 補助事業者は、補助事業を完了したときは、交付規則第6条第1項の規定に基づき、その日から1ヶ月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、別記様式第7号による実績報告書正副2部を地方農政局長等に提出しなければならない。

2 第5第2項のただし書により交付の申請をした補助事業者は、前項の報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

- 3 第5第2項のただし書により交付の申請をした補助事業者は、第1項の報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した補助事業者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第8号による消費税等相当額報告書を速やかに地方農政局長等に報告するとともに、地方農政局長等の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、第16第1項の確定のあった日の翌年6月30日までに、同様式により地方農政局長等に報告しなければならない。

（補助金の額の確定等）

- 第16 地方農政局長等は、第15第1項の規定による報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、補助金の額を確定し、補助事業者に通知する。
- 2 地方農政局長等は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。
- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（交付決定の取消等）

- 第17 地方農政局長等は、第10の補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第7の交付決定の全部又は一部を取り消し又は変更することができる。
- (1) 補助事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく地方農政局長等の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 補助事業者が、補助金を本事業以外の用途に使用した場合
- (3) 補助事業者が、補助事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適当な行為をした場合
- (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 地方農政局長等は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 地方農政局長等は、第1項(1)から(3)までの取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第16第3項の規

定を準用する。

(財産の管理等)

第18 補助事業者は、補助対象経費（補助事業を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

(財産の処分の制限)

第19 取得財産等のうち適正化法施行令第13条第4号の規定により、大臣が定める機械及び重要な器具は1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具とする。

- 2 適正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して、交付規則第5条により定める処分制限期間（以下単に「処分制限期間」という。）とする。
- 3 補助事業者は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ地方農政局長等の承認を受けなければならない。
- 4 第18第2項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

(補助金の経理)

第20 補助事業者は、補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の収入及び支出について、交付規則第3条第4号に基づき、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。
- 3 補助事業者は、取得財産等においては、前項の規定にかかわらず、当該取得財産等の処分制限期間中、前項に規定する帳簿等に加え別記様式第9号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

(報告)

第21 補助事業者のうち一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第42条第2項に規定する特例民法法人にあつては、この補助金に係る補助金等支出明細書（別記様式第10号）を作成し、別に作成する「国からの補助金等全体の金額及びその年間収入に対する割合を示す書類」に添付した上で、計算書類等と併せて事務所に備え付け公開するとともに、交付を受けた年度の翌年度の6月30日までに大臣に報告するものとする。

別表（第3、第4及び第11関係）

区 分	経 費	補 助 率	重要な変更	
			経費の配分の変更	事業内容の変更
1 甘味資源作物機械等リース導入支援事業				
(1) さとうきび農業機械等リース支援事業	実施要綱第2の1の(1)のさとうきび農業機械等リース支援事業に要する経費	定額（リース料の6／10以内）	1 事業費の30%を超える増又は国庫補助金の増 2 事業費又は国庫補助金の30%を超える減	1 事業実施主体の変更 2 事業の新設又は廃止
(2) 北海道・南九州畑作物農業機械等リース支援事業	実施要綱別表の事業内容欄の1の(2)の①の事業に要する経費	定額（物件相当額の1／2以内）	1 事業費の30%を超える増又は国庫補助金の増 2 事業費又は国庫補助金の30%を超える減	1 事業実施主体の変更 2 事業の新設又は廃止
	実施要綱別表の事業内容欄の1の(2)の②の事業に要する経費	1／2以内	1 事業費の30%を超える増又は国庫補助金の増 2 事業費又は国庫補助金の30%を超える減	1 事業実施主体の変更 2 事業の新設又は廃止
2 さとうきび生産安定化等支援事業				
(1) さとうきび増産緊急対策事業	実施要綱第2の2の(1)のさとうきび増産緊急対策事業に要する経費	定額	1 事業費の30%を超える増又は国庫補助金の増 2 事業費又は国庫補助金の30%を超える減	1 事業実施主体の変更 2 事業の新設又は廃止
(2) 国内産糖経営体質強化対策事業	実施要綱第2の2の(2)の国内産糖経営体質強化対策事業に要する経費		1 事業費の30%を超える増又は国庫補助金の増 2 事業費又は国庫補助金の30%を超える減	1 事業実施主体の変更 2 事業の新設又は廃止
	ア 国内産糖製造合理化事業	1／2以内	3 経費欄のア及びイの経費の相互間における経費の増減	
	イ 気象災害影響緩和対策事業	6／10以内		

別記様式第1号（第5関係）

平成〇〇年度 甘味資源作物安定生産体制緊急確立事業推進費補助金

〔 甘味資源作物機械等リース導入支援事業
さとうきび生産安定化等支援事業 〕 交付申請書

番 号
年 月 日

〇〇〇農政局長 殿

〔 北海道にあつては農林水産大臣、
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合
事務局長 〕

所 在 地

団 体 名

代表者名

印

平成〇〇年度において、平成〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号で計画承認があつた事業計画内容のとおり事業を実施したいので、甘味資源作物安定生産体制緊急確立事業推進費補助金交付要綱第5の規定に基づき、〇〇〇円の交付を申請する。

（注）1 この申請書は、事業ごとに区分してそれぞれ作成すること。

2 計画承認の事業内容から変更があるときは、本文中の「平成〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号で計画承認があつた事業計画内容のとおり事業を実施したいので」を「平成〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号で計画承認通知があつた事業計画の一部を関係資料のとおり変更し事業を実施したいので」とし、計画承認を受けた計画書の変更箇所を加筆修正した当該資料ページを添付して提出すること。

別記様式第2号（第9関係）

契約に係る指名停止に関する申立書

年 月 日

〔補助事業者〕 殿

所在地

団体名

代表者名

印

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加に当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から〇〇契約に係る指名停止の措置を受けていないことを申立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申立てません。

（注1）〇〇には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。

（注2）この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波事務所をいう。

ただし、北海道にあっては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局を含む。

別記様式第3号（第10関係）

平成〇〇年度 甘味資源作物安定生産体制緊急確立事業推進費補助金
〔 甘味資源作物機械等リース導入支援事業
 さとうきび生産安定化等支援事業 〕 変更承認申請書

番 号
年 月 日

〇〇〇農政局長 殿
〔 北海道にあつては農林水産大臣、
 沖縄県にあつては内閣府沖縄総合
 事務局長 〕

所 在 地
団 体 名
代 表 者 印

平成〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、下記のとおり〇〇（注1）したいので、甘味資源作物安定生産体制緊急確立事業推進費補助金交付要綱第10の規定に基づき申請する。

記（注2）

（注1）〇〇については、変更の場合は「変更」、中止の場合は「中止」、廃止の場合は「廃止」とする。

（注2）記の記載要領は、別記様式第1号の記の様式に準ずるものとする。この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更の理由」（中止の場合は「中止の理由」、廃止の場合は「廃止の理由」）と置き換え、補助金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後（中止の場合は中止後、廃止の場合は廃止後）の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前（中止又は廃止前）を括弧書で上段に記載すること。

なお、添付書類については、交付申請書に添付したもののうち、変更があったものに限り添付すること。（申請時以降変更のない場合は省略できる。）

別記様式第4号（第13関係）

平成〇〇年度第〇・四半期 甘味資源作物安定生産体制緊急確立事業推進費補助金
〔 甘味資源作物機械等リース導入支援事業
さとうきび生産安定化等支援事業 〕 概算払請求書

番 号
年 月 日

〇〇〇農政局長 殿
〔 北海道にあつては農林水産大臣、
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合
事務局長 〕

所 在 地
団 体 名
代 表 者 印

平成〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号で補助金の交付決定の通知のあったこの事業について、下記により金〇〇円を概算払によって交付されたく請求する。

記

平成〇年〇月〇日現在

区 分	補助事業 に要する 経費	(A) 国 庫 補助金	(B) 既受領額		(C) 今回請求額		(A)－((B)+(C)) 残額		事業完了 予定年月 日	備 考
			金額	出来高	金額	〇月〇日 迄予定出 来高	金額	〇月〇日 迄予定出 来高		
	円	円	円	%	円	%	円	%		
計										

(注) 1 補助事業等により取得した財産等の確認を必要とする場合は、明細書を添付すること。
2 補助事業等の実態に応じて、必要な事項を追加することができる。

別記様式第5号（第14関係）

平成〇〇年度 甘味資源作物安定生産体制緊急確立事業推進費補助金
〔 甘味資源作物機械等リース導入支援事業
 さとうきび生産安定化等支援事業 〕 遂行状況報告書

番 号
年 月 日

〇〇〇農政局長 殿
〔 北海道にあつては農林水産大臣、
 沖縄県にあつては内閣府沖縄総合
 事務局長 〕

所 在 地
団 体 名
代 表 者 印

平成〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、甘味資源作物安定生産体制緊急確立事業推進費補助金交付要綱第14の規定により、その遂行状況を下記のとおり報告する。

記

区 分	総事業費	事 業 の 遂 行 状 況				備 考
		〇年〇月〇日までに 完了したもの		〇年〇月〇日以降に 実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事 業 完 了 予定年月日	
	円	円	%	円		

- (注) 1 「区分」の欄には、別表の経費の欄に掲げる経費毎に記載すること。
2 「事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。

別記様式第6号（第14関係）

平成〇〇年度 甘味資源作物安定生産体制緊急確立事業推進費補助金
〔 甘味資源作物機械等リース導入支援事業
さとうきび生産安定化等支援事業 〕 概算払請求書

番 号
年 月 日

〇〇〇農政局長 殿
〔 北海道にあつては農林水産大臣、
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合
事務局長 〕

所 在 地
団 体 名
代 表 者
印

平成〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号により補助金の交付決定の通知があつたこの事業について、甘味資源作物安定生産体制緊急確立事業推進費補助金交付要綱第14の規定に基づき、平成〇年〇月〇日末日現在における遂行状況を下記のとおり報告する。
また、併せて金〇〇円を概算払によって交付されたく請求する。

記

平成〇年〇月〇日現在

区 分	補助事業 に要する 経費	(A) 国 庫 補助金	(B) 既受領額		遂行状況 報告	(C) 今回請求額		(A)－((B)+(C)) 残額		事業完了予定 年月日	備 考
			金額	出来高		金額	〇月〇日迄予定出来高	金額	〇月〇日迄予定出来高		
	円	円	円	%		円	%	円	%		
計											

(注) 1 補助事業等により取得した財産等の確認を必要とする場合は、明細書を添付すること。
2 補助事業等の実態に応じて、必要な事項を追加することができる。

別記様式第7号（第15第1項関係）

平成〇〇年度 甘味資源作物安定生産体制緊急確立事業推進費補助金
〔 甘味資源作物機械等リース導入支援事業
 さとうきび生産安定化等支援事業 〕 実績報告書

番 号
年 月 日

〇〇〇農政局長 殿
〔 北海道にあつては農林水産大臣、
 沖縄県にあつては内閣府沖縄総合
 事務局長 〕

所 在 地
団 体 名
代 表 者
印

平成〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、交付決定通知の内容に従い実施したので、甘味資源作物安定生産体制緊急確立事業推進費補助金交付要綱第15第1項の規定により、その実績を報告する。

また、併せて精算額として甘味資源作物安定生産体制緊急確立事業推進費補助金〇〇〇円の交付を請求する。

記

- （注） 1 事業の実績が、交付申請の内容と同様の場合においては、「なお、事業の実績内容等は、交付申請の内容と同様であった。」旨加筆し、計画書の添付は省略すること。
- 2 軽微な変更があった場合においては、交付決定を受けた計画書のコピーに変更箇所を加筆修正し添付すること。
- 3 添付書類については、支払経費ごとの内訳を記載した資料、帳簿等の写し又は補助金調書の写し及び確認のための資料（契約書、請求書等の写し及び賃金を支出した場合には出勤簿及び業務日誌等の写し等）を添付し、経費以外のものは、補助金交付申請書又は変更等承認申請書に添付したもののうち、変更があったものに限り添付すること。（経費以外のものについては、申請時以降変更のない場合は省略できる。）
- 4 外部へ委託した場合で、交付申請時にその委託契約書の案を添付した場合は、委託契約書の写しを添付すること。

別記様式第 8 号（第15第 3 項関係）

平成〇〇年度 甘味資源作物安定生産体制緊急確立事業推進費補助金の
仕入れに係る消費税等相当額報告書

番 号
年 月 日

〇〇〇農政局長 殿
〔 北海道にあつては農林水産大臣、
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合
事務局長 〕

所 在 地
団 体 名
代 表 者 印

平成〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付決定通知のあつた甘味資源作物安定生産体制緊急確立事業推進費補助金について、甘味資源作物安定生産体制緊急確立事業推進費補助金交付要綱第15第 3 項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

- | | | |
|--|---|---|
| 1 適正化法第15条の補助金（又は交付金）の額の確定額
（平成〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号による額の確定通知額） | 金 | 円 |
| 2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る
消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る
消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 4 補助金返還相当額（3－2） | 金 | 円 |

〔（注）記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。
なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。
・消費税確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）
・付表 2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
・3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）
・補助事業者が消費税法第 6 0 条第 4 項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認
できる資料〕

- 5 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況を
記載
[]

（注）消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由を記載

[]

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の収受印等のあるもの）
- ・補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

別記様式第 9 号（第20関係）

財 産 管 理 台 帳

事業実施主体名

地区名		地区	事業実施年度			平成	年度	農林水産省所管補助金名											
事業 区分	事業の 内 容					工 期		経 費 の 配 分					処分制限期間		処分の状況		摘要		
	事業種目	事業主体	工種構造 施設区分	施工箇所 又 は 設置場所	事業量	着 工 年月日	竣 工 年月日	総事業費	負 担 区 分				耐用 年数	処分制限 年月日	承 認 年月日	処分の 内 容			
									国庫補 助金	都道府 県費	市町村 費	その他							
								円	円	円	円	円							
	計																		
	計																		
	合 計																		

- (注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
- 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。
- 3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸し付け先及び抵当権等の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。
- 4 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。

別記様式第10号（第21関係）

平成〇〇年度補助金等支出明細書

1. 補助金等の名称			
2. 事業の目的及び内容			
(1) 目的			
(2) 具体的な内容			
3. 交付先の特例民法法人の名称			
4. 交付実績額			千円 (A)
5. 補助金等における管理費			
(1) 人件費			千円
(2) 一般管理費			千円
(3) その他管理費			
	内 容		金 額
			千円
	-----		千円
	-----		千円
	合 計		千円
合 計			千円
6. 外部への支出			
	(1) 外部に再補助等されているものに関する支出		
	支 出 内 容	支 出 先	金 額
			千円
	-----	-----	千円
	-----	-----	千円
	合 計		千円 (B)
	(2) (1)以外の支出		
	支 出 内 容	支 出 先	金 額
			千円
	-----	-----	千円
-----	-----	千円	
合 計		千円 (B)	
7. その他			
	内 容		金 額
			千円
	-----		千円
	-----		千円
合 計			千円

(注)

1 「5. 補助金等における管理費」について、「(1)人件費」には、当該補助金等の事業に携わる当該特例民法法人の職員等の人件費を、「(2)一般管理費」には、当該補助金等の事業について見込まれる一般管理費（賃借料、光熱水料費、租税公課等）を記入する。なお、前二者に該当しない当該補助金等に係る管理費がある場合には、「(3)その他の管理費」に、内容を明らかにした上で、その金額を記入する。

2 「6. 外部への支出」については、当該補助金等の目的たる事業に関し外部に支出されるものについて、「(1)外部に再補助等されているものに関する支出」及び「(2)(1)以外の支出」に分類し、支出内容、支出先を明らかにした上で、その金額を記入する。

「外部に再補助等されているものに関する支出」とは、①当該特例民法法人から第三者に交付されている補助金等、②補助金等の交付目的たる事業の主たる部分について、第三者が業務を担うもの、とする。

なお、「補助金等の交付目的たる事業の主たる部分について、第三者が業務を担うもの」に該当しないため、「(2)(1)以外の支出」に該当すると考えられる例は以下のとおりである。ただし、これらについても、当該業務の発注や手配等を第三者に代行させ、当該特例民法法人から直接支出していない場合、あるいは当該補助金等の交付目的との関係によっては、「(2)(1)以外の支出」に該当しない場合もある。

＜「(2)(1)以外の支出」の具体例＞

旅費、郵送費及び通信費、調査委員会委員への謝金、調査研究事業における報告書印刷費、会場借料、文献収集費、翻訳料／通訳料

3 「6. 外部への支出」における「支出先」は、会社等の具体的名称を記入するのではなく、食品製造会社、建設会社、農協、都道府県等、当該会社等の所属業界が分かるように記入する。

4 「7. その他」については、「5. 補助金等における管理費」、「6. 外部への支出」に該当しないその他の経費について、内容を明らかにした上で、その金額を記入する。

5 「8. 再補助等の割合」については、「4. 交付実績額」に対する「6. (1)外部に再補助等されているものに関する支出」の割合により計算する。